

# 三重の森林づくり基本計画 2012



三 重 県



## 「協創」による三重の森林づくり

三重県知事 鈴木 英敬

森林は、洪水や山崩れなどの災害から私たちの暮らしを守っています。また、私たちが生きていくために必要な、きれいな水や空気を生み出すとともに、たくさんの生き物の命を育む場所として、大切な役割を果たしています。さらに、二酸化炭素を吸収し固定することで地球温暖化を防止し地球環境を守っています。

三重県では、命と暮らしを支える森林を県民の皆さんの財産と考え、森林を健全な姿で次世代に引き継いでいくために、平成18年3月に「三重の森林づくり基本計画」を策定し、県民の皆さんと一緒に森林づくりを進めるための中長期的な目標や方針を定め、林業や森林づくりの推進に向けた取組を計画的に進めてきたところです。

この間、東日本大震災などの地震災害や、平成23年9月の紀伊半島大水害をはじめとする山地災害などの度重なる自然の猛威により、暮らしの安全・安心に対する県民の皆さんのニーズは高まっており、森林の果たす役割はますます重要なものとなってきています。

一方、林業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、作業道などの基盤整備の遅れから、間伐材のほとんどが利用されずに森林に放置されており、森林資源を有効活用するため、伐捨間伐から搬出間伐への転換を図っているところです。

平成21年12月には、国の森林・林業の再生を進めていくための指針として、10年後の木材自給率50%以上を目標とした「森林・林業再生プラン」が策定されました。

本県においても、路網整備や施業の集約化の取組を進め、搬出間伐の推進などにより木材生産を増大し、林業の再生を進めていく必要があります。

こうした森林・林業を取り巻く状況の変化に的確に対応し、暮らしの安全・安心を支える災害に強い森林づくりや林業の再生などを着実に推進するため、今回、必要な見直しを行い「三重の森林づくり基本計画2012」を策定しました。

「みえ県民カビジョン」においては、私たち一人ひとりが「自立し、行動するアクティブシチズン」として、協働による成果を生み出し、新しいものを創造する「協創」により新しい三重づくりを進めていくこととしています。

森林づくりにおいても、県民力による「協創」を実現し、豊かで健全な森林を次世代に引き継いでいきたいと考えています。

最後に、今回の計画の見直しにあたり、熱心に議論をしていただきました三重県森林審議会の委員の皆様や貴重なご意見をいただきました県民の皆様に深く感謝いたします。

平成24年3月



# 目 次



第1	三重の森林づくり基本計画2012策定の考え方	P1
1	策定の趣旨	P1
2	森林・林業を取り巻く社会情勢の変化	P2
(1)	森林・林業を巡る状況	P2
(2)	木材需要を巡る状況	P3
3	これまでの取組の成果と課題	P4
	【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】	P4
	【基本方針2 林業の持続的発展】	P5
	【基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興】	P6
	【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】	P7
4	基本計画の期間	P7
第2	基本方針	P9
1	条例の基本理念	P9
2	基本方針と目標	P10
第3	基本施策	P14
第4	具体的な施策	P18
	森林の整備及び保全【基本施策1-(1)】	
(1)	環境林整備の促進	P18
(2)	生産林整備の促進	P18
(3)	県行造林地の適切な管理の推進	P18
(4)	保安林制度等による森林の保全管理の推進	P18
(5)	災害に強い森林づくりの推進	P19
(6)	野生鳥獣との共生の確保	P19
(7)	森林病虫害対策及び森林災害対策の強化	P19
	森林の区分に応じた森林管理の推進【基本施策1-(2)】	
(1)	市町等と連携した森林管理の推進	P20
(2)	森林資源データの整備と情報提供	P20
(3)	森林の公益的機能発揮に向けての研究	P20
	林業及び木材産業等の振興【基本施策2-(1)】	
(1)	森林施業の集約化の促進	P21
(2)	原木の低コスト生産体制整備の促進	P21
(3)	木材の流通・加工・供給体制整備の促進	P21
(4)	特用林産の振興	P21
(5)	効率的な木材生産のための研究	P21

## 担い手の育成及び確保【基本施策2－(2)】

- (1) 林業の担い手の育成・確保…………… P22
- (2) 林業経営体、林業事業体の育成・強化…………… P22
- (3) 山村地域の生活環境の整備…………… P22

## 県産材の利用の促進【基本施策2－(3)】

- (1) 県産材の新たな販路開拓…………… P23
- (2) 県産材利用に関する県民理解の促進…………… P23
- (3) 信頼される県産材の供給の促進…………… P23
- (4) 木造住宅の建設の促進…………… P23
- (5) 公共施設等の木材利用の推進…………… P24
- (6) 木質バイオマスの有効利用の推進…………… P24
- (7) 新製品・新用途の研究・開発の促進…………… P24

## 森林文化の振興【基本施策3－(1)】

- (1) 新たな森林の価値の活用…………… P25
- (2) 森林を活かした連携交流の促進…………… P25
- (3) 里山の整備及び保全の促進…………… P25
- (4) 森林文化の継承…………… P25

## 森林環境教育の振興【基本施策3－(2)】

- (1) 森林の役割に関する県民理解の促進…………… P26
- (2) 森林とのふれあいの場の提供…………… P26
- (3) 森林環境教育の効果的な推進…………… P26

## 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進【基本施策4－(1)】

- (1) 森林づくり活動への県民参加の促進…………… P27
- (2) 幅広い県民参画の機会の創出…………… P27
- (3) 身近な緑化活動の推進…………… P27

## 森林づくりの意識の啓発【基本施策4－(2)】

- (1) 三重のもりづくり月間の取組…………… P28

## 第5 計画の進行管理…………… P29

- 1 数値目標による進行管理…………… P29
- 2 年次報告及び公表…………… P29
- 3 計画の見直し…………… P29
- 4 基本計画の位置づけ…………… P30

## 三重の森林づくり基本計画2012資料…………… P32

- 用語説明…………… P33
- 三重の森林づくり条例…………… P42

# 三重の森林づくり基本計画

## 基本方針

1 森林の多面的機能の発揮

2 林業の持続的発展

3 森林文化及び森林環境教育の振興

4 森林づくりへの県民参画の推進

## 基本施策

1- (1)  
森林の整備及び保全

1- (2)  
森林の区分に応じた森林管理の推進

2- (1)  
林業及び木材産業等の振興

2- (2)  
担い手の育成及び確保

2- (3)  
県産材の利用の促進

3- (1)  
森林文化の振興

3- (2)  
森林環境教育の振興

4- (1)  
県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

4- (2)  
森林づくりの意識の啓発

# 計画2012の施策体系

## 施 策

- (1) 環境林整備の促進
- (2) 生産林整備の促進
- (3) 県行造林地の適切な管理の推進
- (4) 保安林制度等による森林の保全管理の推進
- (5) 災害に強い森林づくりの推進
- (6) 野生鳥獣との共生の確保
- (7) 森林病虫害対策及び森林災害対策の強化

- (1) 市町等と連携した森林管理の推進
- (2) 森林資源データの整備と情報提供
- (3) 森林の公益的機能発揮に向けての研究

- (1) 森林施業の集約化の促進
- (2) 原木の低コスト生産体制整備の促進
- (3) 木材の流通・加工・供給体制整備の促進
- (4) 特用林産の振興
- (5) 効率的な木材生産のための研究

- (1) 林業の担い手の育成・確保
- (2) 林業経営体、林業事業体の育成・強化
- (3) 山村地域の生活環境の整備

- (1) 県産材の新たな販路開拓
- (2) 県産材利用に関する県民理解の促進
- (3) 信頼される県産材の供給の促進
- (4) 木造住宅の建設の促進
- (5) 公共施設等の木材利用の推進
- (6) 木質バイオマスの有効利用の推進
- (7) 新製品・新用途の研究・開発の促進

- (1) 新たな森林の価値の活用
- (2) 森林を活かした連携交流の促進
- (3) 里山の整備及び保全の促進
- (4) 森林文化の継承

- (1) 森林の役割に関する県民理解の促進
- (2) 森林とのふれあいの場の提供
- (3) 森林環境教育の効果的な推進

- (1) 森林づくりへの県民参加の促進
- (2) 幅広い県民参画の機会の創出
- (3) 身近な緑化活動の推進

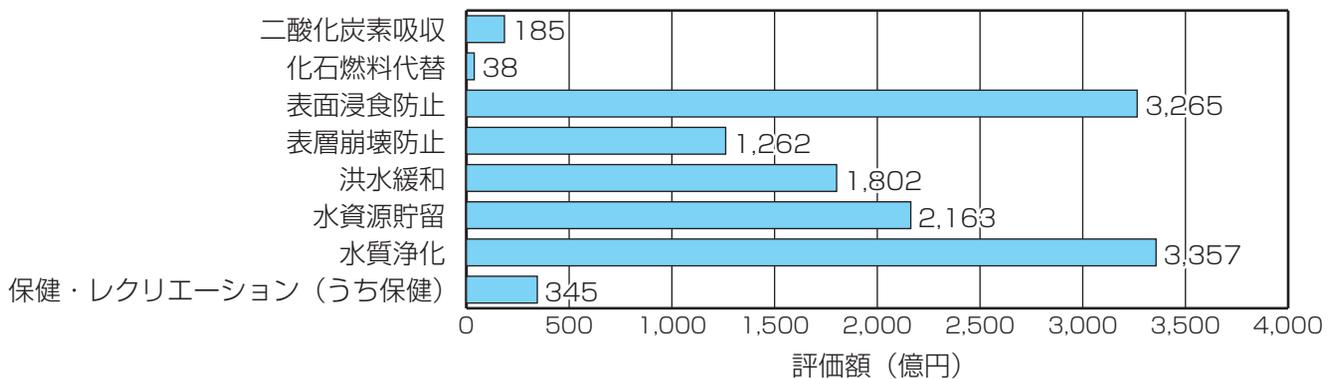
- (1) 三重のもりづくり月間の取組

# 森林の働き



# 森林の公益的機能の評価

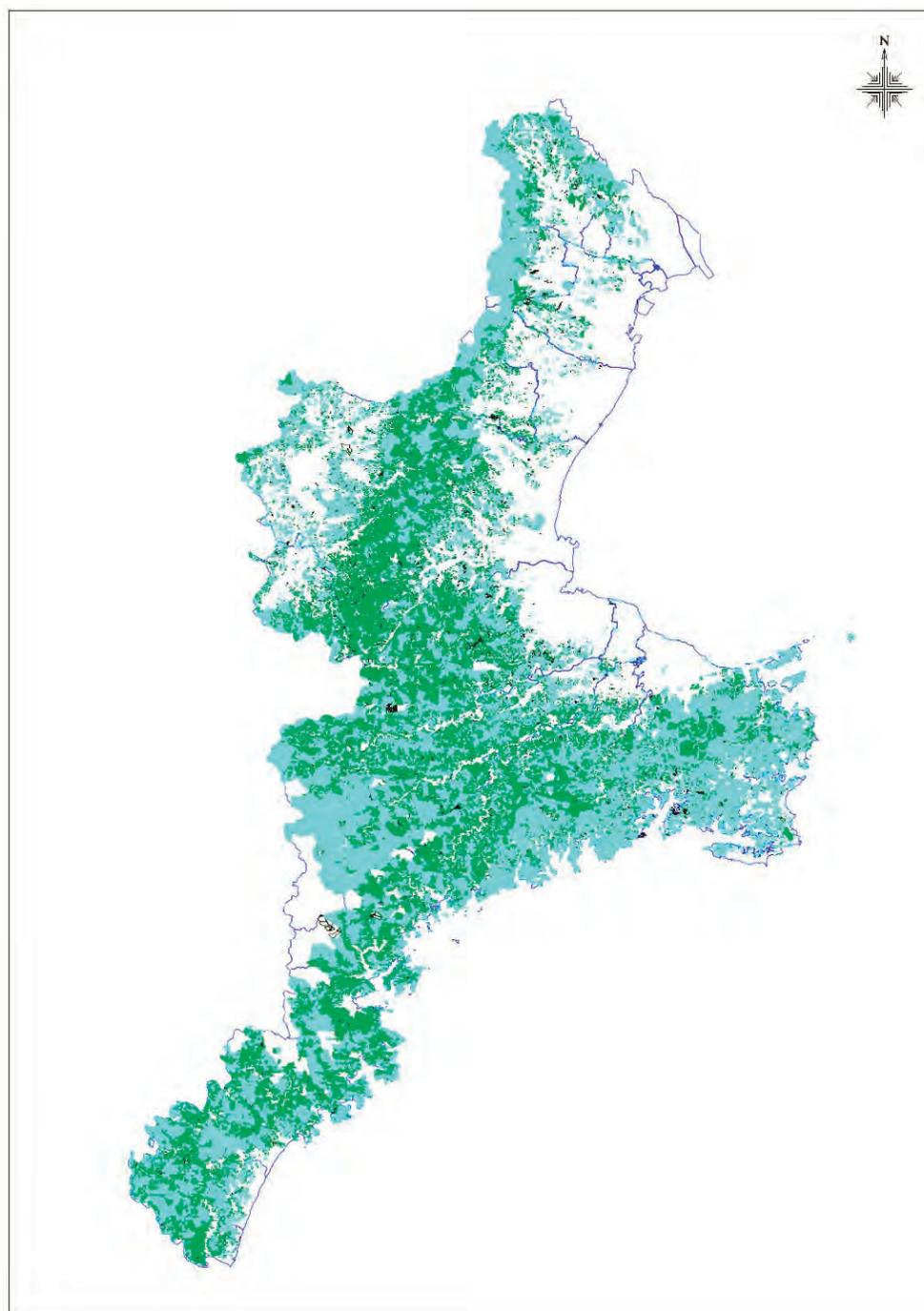
三重県の森林が果たしている公益的機能の年間評価額は、地表面の浸食防止や水資源貯留、水質浄化など約1兆2千億円になります。これは、県民一人当たり約66万円に相当します。



資料：日本学術会議が平成13年に農林水産省に答申した試算方法を参考に試算（平成17年7月）

# 三重県型森林ゾーニング

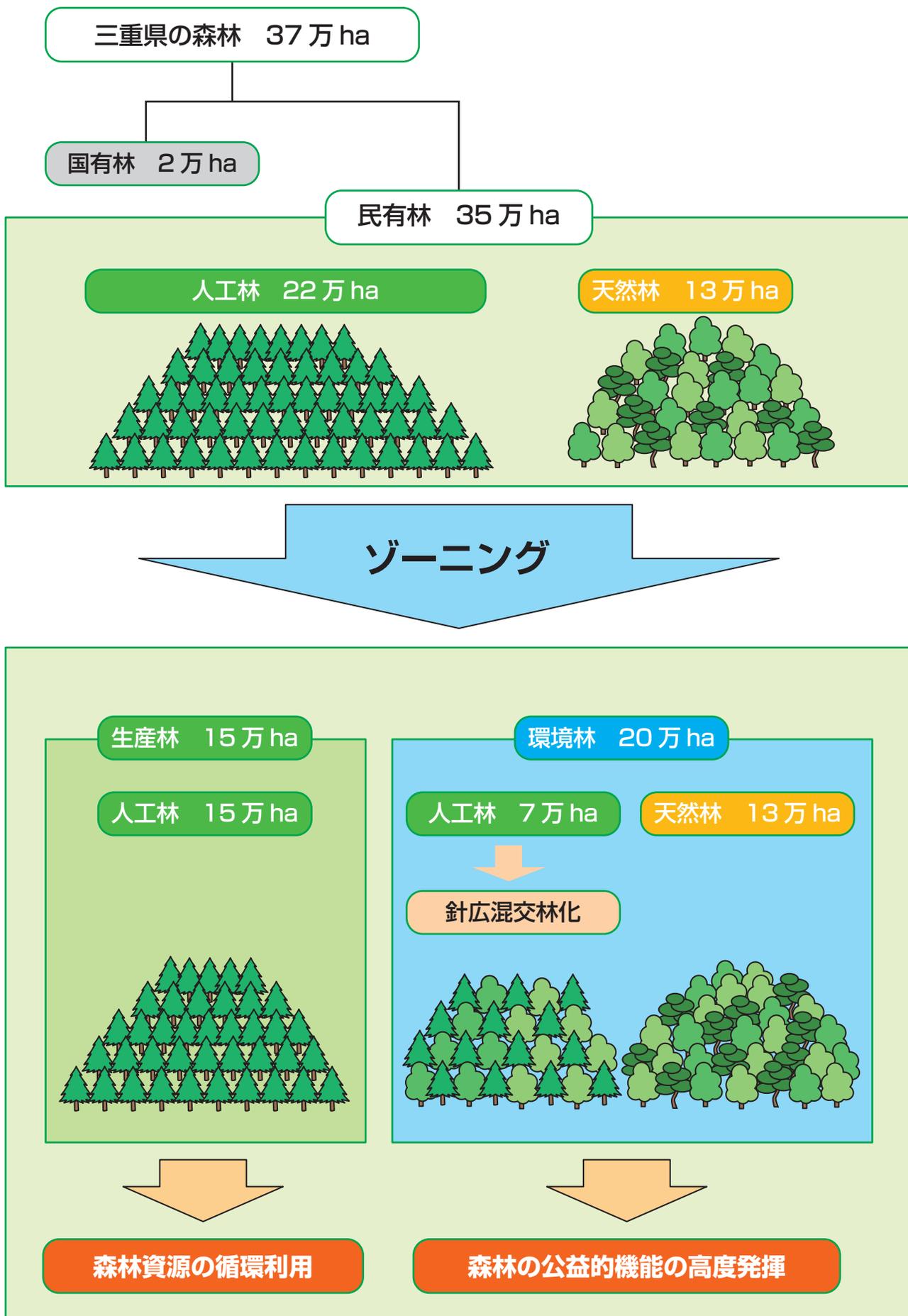
生産林・環境林の分布図（民有林）



生産林

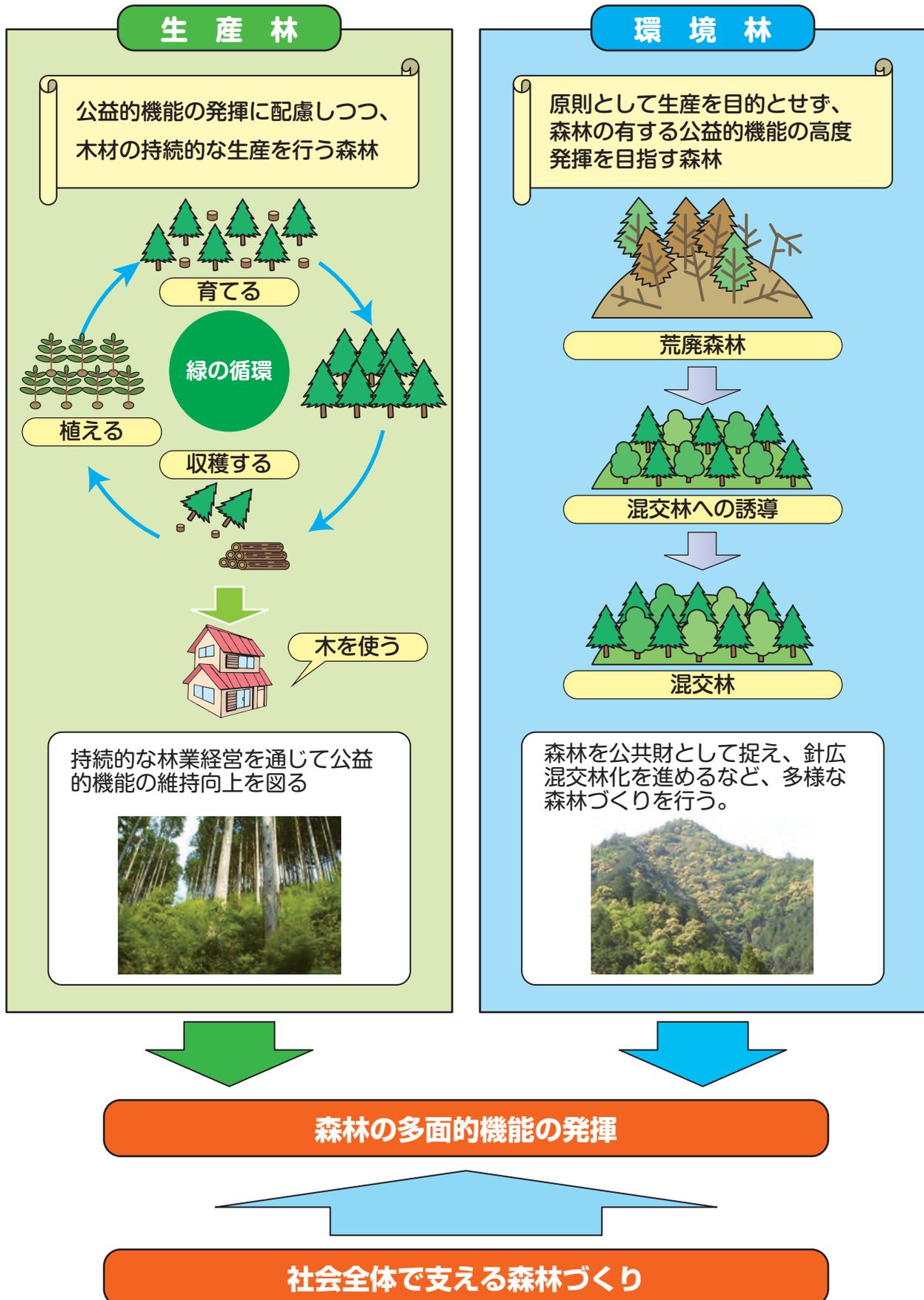
環境林

# 三重県型森林ゾーニングによる森林の区分



## 森林の区分に応じた森林づくり

「環境林」と「生産林」に区分し、効果的・効率的な森林づくりを進め、森林の持つ多面的機能の発揮を図ります。



# 第1 三重の森林づくり基本計画 2012 策定の考え方

## 1 策定の趣旨

林業採算性の悪化や山村の過疎化・高齢化の進行により林業が大きな打撃を受け、林業や山村地域の人々だけでは森林を適正に守り育てていくことが困難になっています。

そこで、三重の森林を県民の共有の財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成 17 年 10 月に「三重の森林づくり条例」（以下「条例」といいます。）が制定されました。

条例の規定に基づき、三重の森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「三重の森林づくり基本計画」（以下「基本計画」といいます。）を、平成 18 年 3 月に策定しました。

条例の基本理念を受けて、「森林の多面的機能の発揮」「林業の持続的発展」「森林文化及び森林環境教育の振興」「森林づくりへの県民参画の推進」の 4 つを基本方針とし、基本方針ごとに中長期的な目標を定め、進行管理を行いながら計画的に取組を進めてきました。

基本計画策定から 5 年を経過する中で、森林・林業を巡る社会情勢は大きく変化してきており、今後、これらの変化に的確に対応し、三重県の森林づくりを進め、林業を再生していく必要があると考えています。

こうした中で、平成 24 年度から県の新しい長期的な戦略計画である「みえ県民カビジョン」に基づき、「協創（※1）」という考え方で新しい三重づくりを進めていくこととしています。

三重県では、これまでの基本計画に基づき、恩恵を受けている県民の皆さんの参画により社会全体で森林づくりを進めています。これは、「協創」の考え方と合致するものです。

今回、「みえ県民カビジョン」のスタートに合わせ、基本計画の見直しを行い「三重の森林づくり基本計画 2012」（以下「基本計画 2012」といいます。）を策定します。



森林づくりへの県民参画



適正に管理された森林

※1 協創：私たちそれぞれが「公」を担う主体として自立し、行動することで、協働による成果を生み出し、新しいものを創造していくこと。

## 2 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化

### (1) 森林・林業を巡る状況

森林は、木材の生産はもちろん、水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止、さらに近年社会的関心が高まっている生物多様性の保全などの多面的な機能を発揮することによって、命を育み、私たちの暮らしを支えています。

これまで、森林の持つ公益的機能を維持増進していくため、森林吸収源対策をはじめとして、間伐を中心に森林整備を進めてきたところですが、路網整備や生産性向上の取組が進まなかったことなどから、間伐材の9割が利用されないなど森林資源が有効に活用されていませんでした。

このような中、三重県では、平成21年度から施業の集約化や路網等の基盤整備、木材の直送体制づくり等を一体的に行うことによって、これまでの伐捨間伐から搬出間伐への転換を進めており、生産性の向上を図りながら木材生産を増大していくこととしています。

一方、国においても、平成21年12月に策定された「森林・林業再生プラン」に基づき、森林の多面的機能の確保を図りつつ、これまで築き上げられてきた人工林資源を積極的に活用し、木材の安定供給体制の確立、雇用の増大を通じた山村の活性化、木材の利用を通じた低炭素社会の構築を図っていくこととしています。

今後、「森林・林業再生プラン」の実現に向けて、森林施業の集約化、路網の整備、必要な人材の育成に取り組み、森林資源を最大限に活用し、木材生産と公益的機能の発揮を両立させる持続的な森林経営の確立を通じ、「10年後の木材自給率50%以上」を目指し、林業の再生を図っていくこととなります。



路網の整備



高性能林業機械による間伐



合板工場への木材の直送

## (2) 木材需要を巡る状況

林業の再生を図るためには、木材の生産、供給体制の整備と同時に、木材の需要を拡大することが不可欠です。木材は、炭素を貯蔵する効果、製造・加工エネルギーが少ない省エネ効果、カーボンニュートラルな特性を活かしてエネルギー利用する化石燃料代替効果の3つの効果を有しており、地球温暖化防止に貢献する資材として、低炭素社会の構築に向け期待が高まっています。

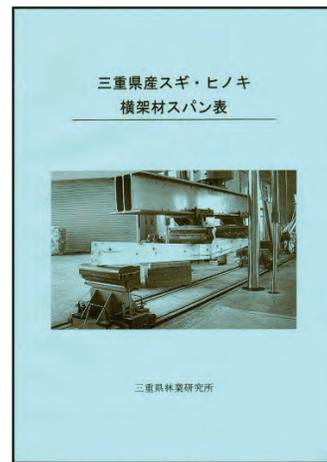
しかしながら、今後、我が国の人口・世帯数は長期的には減少すると予測されていることから、住宅着工戸数が大幅に増加することは期待できず、住宅分野の木材需要を拡大するためには、外材からの転換や新たな用途の開拓等による利用率の向上が課題となっています。

また、住宅分野以外の木材需要の拡大も課題となる中、建築物全体に比べ著しく低い木造率の公共建築物の木材利用を推進するため、平成22年10月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行されました。県としても、平成22年12月に「みえ公共建築物等木材利用方針」を作成し、県有施設をはじめ市町の公共施設等の木材利用を推進していくこととしています。

さらに、再生可能エネルギーに対する期待が高まる中、未利用間伐材の有効活用を図るため木質バイオマスのエネルギー利用の取組も全国各地で進みつつあり、県内でも、木質バイオマスの熱利用の取組や石炭火力発電所における混焼の検討が行われています。



公共施設における木材利用（武道場）



利用促進のため県が作成したスパン表



公共施設における木材利用



木質バイオマスボイラー

### 3 これまでの取組の成果と課題

#### 【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】

環境林において、針広混交林化への誘導を図るため、平成22年度までの5年間に延べ16,146haの強度間伐を実施するとともに、生産林において、健全な森林資源の育成を図るため、28,385haの間伐を実施しました。

また、山地災害を防止するため、集中豪雨等により発生した災害の復旧工事を行うとともに、重要な水源地において治山施設の整備と併せて荒廃森林の整備を行ったほか、機能が低下した保安林において、保安林の機能向上を図るため本数調整伐を実施しました。

増加する野生鳥獣による被害を防止するため、植林地への防護柵等の設置を行うとともに、二ホンジカの頭数を適正化するための取組も進めているところです。

間伐については、現時点で2015年の目標面積を上回るペースで実施されており、森林の整備については計画どおり進めることができたと考えています。

しかしながら、昨年9月に発生した台風12号による紀伊半島大水害<sup>(※2)</sup>をはじめ、大規模な豪雨災害が多発しており、さらに、地球温暖化の進行、生物多様性の劣化等の問題もあることから、災害に強い森林づくりをはじめ、これまでも増して、森林の多面的機能を高めるための整備を進めていく必要があります。

また、持続的な林業経営や安定的な木材生産のためには、それを支える森林資源の育成・確保が重要であり、間伐材の利用推進を図りながら適正な森林整備を進めるとともに、伐採後の確実な更新を進めていく必要があります。



整備された保安林



整備された生産林

※2：紀伊半島大水害：平成23年9月に発生した台風12号に伴う豪雨による大水害について、その貴重な教訓を次代に継承するため、三重県・奈良県・和歌山県の3県で定めた名称。

## 【基本方針2 林業の持続的発展】

採算性の悪化等から停滞している林業の再生を図るため、森林の団地化・施業の集約化、木材の直送など、新たな県産材の生産供給体制の構築に向けた取組がはじまりました。平成21年度に創設した「がんばる三重の林業創出事業」により、これまでに目標を上回る76箇所、約5,200haが団地化され、路網整備や機械導入、集約化施業等の取組が進みました。

担い手の育成・確保については、高校生の職場体験や新規就業者セミナーを実施するとともに、機械化等に対応できる技術者の養成に取り組みました。

また、県産材の利用の促進については、品質の確かな「三重の木」認証材を中心に、安心して使える信頼性の高い県産材の普及に取り組みました。厳しい経済状況の下、新設住宅着工戸数が減少する中で、平成22年度の県産材の素材生産量は239千 $\text{m}^3$ となり目標の324千 $\text{m}^3$ を下回りましたが、「三重の木」認証材の出荷量は前年同程度の9,154 $\text{m}^3$ で、認証制度の普及は進んでいると考えています。

本県の素材生産量は目標を下回っていますが、県の森林資源を活用し、森林・林業再生プランが掲げる「10年後の木材自給率50%以上」の達成に向けて、生産性の向上や安定供給体制の構築を進め、県産材の生産量を増大させていく必要があります。

そのために、新たな森林経営計画制度に基づき、施業の集約化、路網整備や高性能機械の導入促進により低コスト生産システムを構築するとともに、直送体制の整備や流通の合理化等による低コスト安定供給体制を構築する必要があります。

併せて、施業プランナーやフォレスター、新しい生産システムに対応できる機械や路網作設のオペレーターなど多様な人材育成や、新規参入も含め意欲的に取り組む事業体の育成を図っていく必要があります。

また、産地間競争に打ち勝ち、需要拡大を図っていくためには、需要側の求める性能・規格、安定供給等に対応できる、信頼性の高い木材の供給体制の構築、大消費地等への新たな販路や多様な用途開拓に取り組む必要があります。特に、安全で安心なエネルギーへの期待が高まっているなかで、木質バイオマスのエネルギー利用を進めていく必要があると考えています。



高性能林業機械による間伐材搬出



「三重の木」住宅



### 【基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興】

身近な自然とのふれあいの場となる里山については、里地里山保全活動等の認証・認定団体数が42団体に増加するなど、地域住民や団体等による自主的な保全活動が進んでいます。

森林環境教育の振興については、県民の皆さんの森林への理解を促進するため、各種団体やボランティアと連携して講演会や体験学習、自然観察会等を開催するとともに、学習フィールドの整備や学校林等での体験教室の開催、指導者の育成などに取り組みました。

森林環境教育の指導者数は増加し、目標とする水準を上回っており、その活動も活発に行われています。

今後は、より多くの県民の皆さんの森林への理解を深め、森林づくりへの行動につなげていくために、森林環境教育の指導者等と連携を図るなど、民間の取組を促しながら、森林とのふれあいや学習の場の提供、指導者の育成等、森林文化及び森林環境教育の振興を図っていく必要があります。



きのご観察会



自然観察会



間伐体験



間伐等体験

## 【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】

森林づくりへのさまざまな主体の参画を促すため、活動場所の確保、指導者の育成、企業やボランティア団体等の活動の支援を進めました。

企業の森については、企業の環境貢献意識の高まりもあり、厳しい経済状況の中で、取組は増えており、平成22年度末で26箇所129haの協定が結ばれ、森林整備が進められています。

また、県民の皆さんの森林に対する理解を深め森林づくりへの参画意識を高めるため、10月の「もりづくり月間」を中心に、森林と木づかいフェアや県内各地で森林とふれあいながら森林の大切さについて考える「森の講座」を開催してきました。

こういったイベントや活動への参加をはじめ、指標としている「森林づくり参加者数」は目標数を上回るなど、県民の皆さんの森林への関心や活動参加意欲は高まっています。

今後は、さまざまな主体の森林づくり活動の支援やもりづくり月間を中心としたイベント等の開催を通じ、森林づくりを社会全体で支える機運の醸成を図り、さまざまな形で県民の参画を進めていく必要があります。



企業の森の活動



三重の森林と木づかいフェア

## 4 基本計画の期間

平成18年に策定した当初の基本計画は20年先を見据え、目標年次を平成37年度とした計画でした。

近年の社会情勢の変化のスピードは一段と早まっており、計画策定後の森林・林業を巡る状況も大きく変化してきています。

このようなことを考慮し、「基本計画2012」では、条例で掲げている「百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現」を目指しながら、目標年次は当初の基本計画の平成37年度とし、その実現に向けて必要な具体的な施策を示すこととします。

# 三重の森林づくり基本計画2012の基本的な考え方

基本計画2012は、条例で掲げている「百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現」を目指し、目標年次を平成37年度とし、その実現に向けて必要な具体的な施策を示します。

## 三重の森林づくり条例

### 目指すもの

- 環境への負荷の少ない循環型社会の構築
- 百年先を見据えた豊かな三重の森林づくり

## 三重の森林づくり基本計画

### 基本方針

森林の多面的機能の発揮

### 数値目標

間伐実施面積（累計）  
2015年（H27）  
84,000ha

### 基本施策

- ・森林の整備及び保全
- ・森林の区分に応じた森林管理の推進

### 森林づくりの展開

#### 環境林

公益的機能の高い針広混交林  
・広葉樹林

#### 生産林



#### 県産材利用

林業の持続的発展

素材生産量（スギ・ヒノキ）  
2015年（H27）  
402千㎡

- ・林業及び木材産業等の振興
- ・担い手の育成及び確保
- ・県産材の利用の促進

森林文化及び森林環境教育の振興

指導者数・活動回数  
2015年（H27）  
650人  
2,000回

- ・森林文化の振興
- ・森林環境教育の振興

森林づくりへの県民参画の推進

森林づくり参加者数  
2015年（H27）  
30,000人

- ・県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進
- ・森林づくりの意識の啓発

施策の展開

## 基本計画の進行管理

- ◆基本方針ごとの数値目標：進捗状況の把握
- ◆数値目標の達成状況、施策の実施状況：県議会への報告及び公表

## 第2 基本方針

### 1 条例の基本理念

条例では、森林づくりに関する施策を進めるうえでの基本理念として次のとおり規定しています。

(多面的機能の発揮)

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(林業の持続的発展)

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることにかんがみ、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

(森林文化及び森林環境教育の振興)

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることにかんがみ、その保全及び活用が図られなければならない。

(県民の参画)

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることにかんがみ、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

基本計画では、この基本理念を受けて4つの基本方針を定めます。

- ・基本方針1 森林の多面的機能の発揮
- ・基本方針2 林業の持続的発展
- ・基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興
- ・基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

## 2 基本方針と目標

三重の森林づくりの基本方針とそれぞれの目標を次のとおり示します。

### 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、木材の供給をはじめ、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止等の多面的機能を有していますが、適正な整備を行わなければ、こうした機能が発揮されません。

このため、森林資源の有効活用を図りながら、森林の適切な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

#### 【数値目標】

指 標	現状 (2010年)	2015年 (H27)	2025年 (H37)
間伐実施面積 (累計)	44,531ha	84,000ha	140,000ha

\*目標値は、2006(H18)年以降の間伐実施面積の累計としました。

\*現状値は、2006～2010(H18～H22)年度までの間伐実施面積累計です。

#### 【指標選定の理由】

森林の多面的機能を発揮させるためには、森林を適正に管理することが重要です。人工林の整備においては、間伐が重要な施業であり、間伐の実施面積を指標として選定しました。



適正に管理された森林



水源かん養保安林

## 基本方針2 林業の持続的発展

林業は、木材価格の低迷による採算性の悪化等から活力が失われていますが、木材生産活動を通じ山村経済の活性化や低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能の発揮につながることから、林業の持続的発展を図ります。

【数値目標】			
指 標	現状（2010年）	2015年（H27）	2025年（H37）
県産材（スギ・ヒノキ） 素材生産量	239千m <sup>3</sup>	402千m <sup>3</sup>	498千m <sup>3</sup>

\*数値は、木材需給報告書等から県が調査したデータです。

【指標選定の理由】  
「緑の循環」を円滑に機能させ、林業を活性化するためには、県産材の利用を進め、素材生産量の安定確保を図ることが最も重要です。  
こうしたことから、林業の持続的発展を表す指標として、スギ・ヒノキの素材生産量を選定しました。



高性能林業機械による集材



高性能林業機械による木材搬出



『三重の木』住宅

### 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

#### 【数値目標】

指 標	現状 (2010年)	2015年 (H27)	2025年 (H37)
森林文化・森林環境教育 指導者数及び活動回数	455人 1,489回	650人 2,000回	800人 3,000回

\*数値は、県のデータベースに基づく指導者数とその活動回数です。

\*現状値の指導者数は、緑の少年隊指導者、森林ボランティア指導者、森林インストラクター等の人数で、その活動回数については、アンケート調査に基づく実活動回数です。

#### 【指標選定の理由】

森林文化及び森林環境教育の振興を図るためには、森林づくり活動や教育普及を進めるリーダーの育成が重要なことから、指導者数とその活動回数を指標として設定しました。



森林の活動体験教室



学校林の整備

## 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりを社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

### 【数値目標】

指 標	現状（2010年）	2015年（H27）	2025年（H37）
森林づくりへの参加者数	24,241人	30,000人	40,000人

\*数値は、県民、NPO、企業などさまざまな主体の森林づくりに関する活動や催しへの参加者数です。

\*現状値は、県及び（社）三重県緑化推進協会等が主催、後援等を行った森林づくりに関する催しへの参加者数です。

### 【指標選定の理由】

県民の参画を幅広く捉え、森林づくりにつながる多様な活動等への参加者数を指標として設定しました。



企業の森の活動



企業の森の活動

## 第3 基本施策

各基本方針に沿って、次のとおり基本施策を定めます。

### 【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】

#### 1－（1）森林の整備及び保全

効果的かつ効率的に森林整備を行うため、森林の区分に応じた多様な森林整備を進めるとともに、森林の保全に必要な施設等の整備を進めます。

#### 1－（2）森林の区分に応じた森林管理の推進

効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、森林ゾーニング等により重視する森林の機能に応じた森林管理を進めます。



強度間伐された森林



適正に管理された森林



針広混交林



水源かん養保安林

## 【基本方針 2 林業の持続的発展】

### 2- (1) 林業及び木材産業等の振興

林業及び木材産業等を活性化するため、生産から流通・加工に至る連携の強化や合理化を進めるとともに、施業の集約化や基盤整備等により生産性の向上を図ります。

### 2- (2) 担い手の育成及び確保

将来にわたる適切な森林の整備や、持続的な森林経営のもとで活力ある木材生産が行われるよう、多様な人材の育成・確保や林業事業体等の育成強化を図ります。

### 2- (3) 県産材の利用の促進

県産材の利用は、「緑の循環」を通じた森林整備の促進、林業の再生につながることから、住宅建築や公共施設、木質バイオマス燃料等への積極的な利用を進めます。



高性能林業機械による搬出間伐



山土場からの木材搬出



高校生の職場体験



林業作業士研修



『三重の木』住宅



『三重の木』

## 【基本方針 3 森林文化及び森林環境教育の振興】

### 3- (1) 森林文化の振興

県民の皆さんが森林との豊かな関わりを持てるよう、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

### 3- (2) 森林環境教育の振興

森林・林業や木に対する県民の理解と関心を深めるため、学習の場の提供や指導者の育成等を行います。



チェンソーアート実演会



森林ウォーキング



伐採体験



指導者の養成

## 【基本方針 4 森林づくりへの県民参画の推進】

### 4- (1) 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

「森林は大切」という意識が「森林を守る」という具体的な行動につながるよう、さまざまな主体がさまざまな方法で森林づくりに参加できる仕組みづくりを進めます。

### 4- (2) 森林づくりの意識の啓発

県民の皆さんの森林に対する理解を深め、自主的な森林づくりへの参画を促す取組を行います。



企業の森の活動



企業の森の活動



森林フォーラム

## 第4 具体的な施策

各基本施策の具体的な施策を次のように定めます。

### 森林の整備及び保全【基本施策1－(1)】

#### (1) 環境林整備の促進

針広混交林への誘導や適切な更新等により、公益的機能が継続して発揮される多様な森林づくりを進めます。

#### (2) 生産林整備の促進

持続的な林業生産活動を通じ、森林資源の有効利用を図りながら、間伐等の必要な森林整備を進めます。

また、伐採後の造林未済地の発生を防止するとともに、均衡のとれた森林資源を育成・確保するため、適切な伐採と確実な再造林を進めます。

#### (3) 県行造林地の適切な管理の推進

間伐等の適切な森林管理を行うとともに、地球温暖化対策の森林吸収源としての活用を進めることで、木材生産と環境保全が調和した森林づくりを行います。

#### (4) 保安林制度等による森林の保全管理の推進

保安林制度や林地開発許可制度等を適正に運用することにより、森林の適切な保全・管理を進めるとともに、利用の適正化を図ります。



環境林



生産林



県行造林地



防風保安林

### (5) 災害に強い森林づくりの推進

豪雨等による山崩れ等の山地災害や流木災害から、県民の生命・財産を守るため、治山事業等により保安林の機能強化を図るとともに、人家等の周辺において必要な施設の整備や維持管理、森林の整備を進めます。

### (6) 野生鳥獣との共生の確保

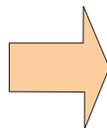
二ホンジカ等による森林の被害の軽減を図るため必要な防除対策を実施するとともに、野生鳥獣との共生を図るため生息環境等に配慮した森林整備を進めます。

### (7) 森林病虫害対策及び森林災害対策の強化

森林に多大な被害を与える病虫害について、早急かつ的確な防除を行います。また、林野火災予防の普及啓発を行うとともに、森林保険への加入を進めます。



山崩れ



治山事業による復旧



整備された保安林



防護柵

## 森林の区分に応じた森林管理の推進【基本施策1－(2)】

### (1) 市町等と連携した森林管理の推進

市町と連携して、森林計画制度の適切な運用等を図りながら、地域の実情に即した効果的かつ効率的な森林管理を進めます。

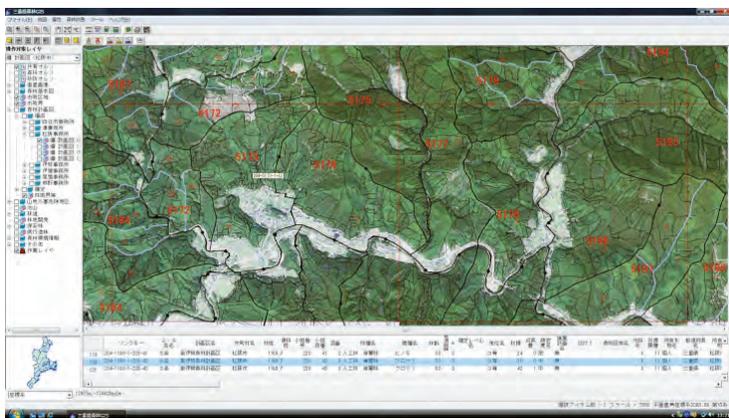
また、国有林や隣接府県と連携し、適正な森林管理を進めます。

### (2) 森林資源データの整備と情報提供

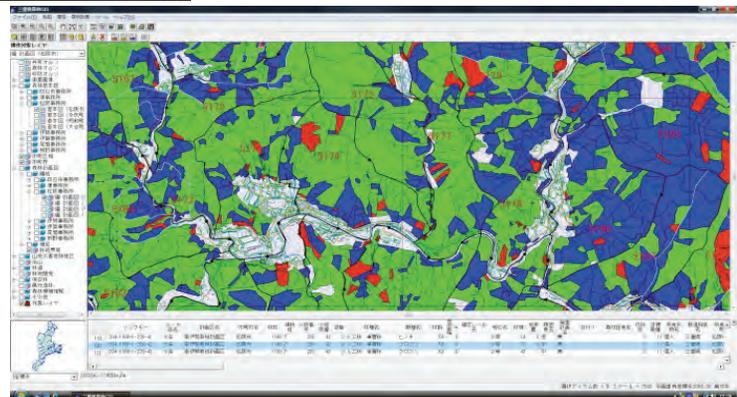
森林の区分に応じた適切な森林管理や持続的な森林経営を進めるため、市町、森林組合等と連携を図り、資源や施業履歴等の正確な森林情報の把握整理を進めるとともに、森林GIS等を活用し、森林資源データの情報提供を行います。

### (3) 森林の公益的機能発揮に向けての研究

水源のかん養や土砂の流出防備など森林の公益的機能を効果的に発揮させるために、森林の適正な管理や造成の研究に取り組み、その成果の移転を進めます。



三重県森林 GIS



三重県森林 GIS



間伐前



強度間伐直後



強度間伐後 2年4ヶ月経過後

強度間伐試験地における下層植生侵入状況の調査

## 林業及び木材産業等の振興【基本施策2－(1)】

### (1) 森林施業の集約化の促進

小規模分散化している森林の施業の効率化や木材の生産性向上を図るため、森林経営計画制度に基づき、路網開設と森林施業を一体的に行う施業の集約化を進めます。

### (2) 原木の低コスト生産体制整備の促進

木材の生産性の向上を図るため、路網整備や高性能林業機械の導入などにより、地域の実情にあった低コスト作業システムづくりを進めます。

併せて、木材直送などによる原木流通の効率化や低コスト化により、製材工場等の大型化等に対応できる県産材の低コスト生産供給体制の構築を図ります。

### (3) 木材の流通・加工・供給体制整備の促進

木材加工の高付加価値化、流通の合理化、製品の規格化等により、市場ニーズに的確に対応できる品質・性能の確かな製品の安定供給体制づくりを進め、地域材を供給する木材産業の振興を図ります。

### (4) 特用林産の振興

安全で安心な特用林産物を供給するため、生産者に対し生産体制の整備や研修会等を行うとともに、消費拡大を図るためイベント等を通じ普及啓発を図ります。

また、きのこの生産や利用に関する研究を進めます。

### (5) 効率的な木材生産のための研究

林業の生産性の向上を図るため、森林施業や機械化に関する研究や、生産・流通・加工を一体的に捉えたトータルコストの低減に関する研究に取り組み、その成果の移転を進めます。



集約化に向けた地区説明会



高性能林業機械（ハーベスタ）



木材加工



県産きのこ普及イベント



高齢人工林での調査

## 担い手の育成及び確保【基本施策2－(2)】

### (1) 林業の担い手の育成・確保

新たな担い手を確保するため、森林・林業の就業等に関する情報提供等を行うとともに、新規就業者の定着率の向上等を図るため、職場環境や雇用条件の改善、林業労働災害の防止等を進めます。

また、集約化施業を推進し木材安定供給体制を構築するため、フォレスター、施業プランナー、機械オペレーター等の人材育成を進めます。

### (2) 林業経営体、林業事業体の育成・強化

地域林業の中核的担い手となる林業経営体や林業事業体を育成・確保するため、経営支援や機械化の促進等により経営改善や基盤強化を進めます。

また、森林経営計画の実行や木質バイオマスの総合利用を推進するため、新規参入の促進等により必要な事業体の育成・確保を進めます。

### (3) 山村地域の生活環境の整備

山村地域の生活環境の向上を図るため、林道整備や治山事業等により安全で快適な居住環境づくりを進めます。



高校生職場体験研修



就業・就職フェア



林業作業士研修



林道整備

## 県産材の利用の促進【基本施策2－(3)】

### (1) 県産材の新たな販路開拓

新たな県産材の需要を開拓するため、大都市圏など大消費地における木造住宅等への販路開拓を進めるとともに、住宅以外の木材利用や新たな県産材製品の需要拡大に取り組みます。

### (2) 県産材利用に関する県民理解の促進

県産材の利用を促進するため、環境や健康面での木材の特性や森林づくりにおける県産材利用の意義について普及啓発を行うとともに、正しい木材情報の提供等を行います。

### (3) 信頼される県産材の供給の促進

基準が明確な『三重の木』や『あかね材』の認証制度の普及、定着化などにより、安心して使える県産材の供給を促進します。

### (4) 木造住宅の建設の促進

県産材を利用した木造住宅の建築を促進するため、木材関連業者と工務店、建築士等との連携等により『三重の木』住宅等の普及、販路拡大を進めます。



大都市圏でのイベントへの出展



木製ベンチのコンテスト



『あかね材』



『三重の木』



『三重の木』住宅

### (5) 公共施設等の木材利用の推進

県産材の利用拡大を図るため、県有施設の木造・木質化を進めるとともに、市町が整備する公共施設や民間施設等の木造・木質化を働きかけます。

また、県が実施する公共工事等で間伐材等の利用を進めるとともに、国、市町が実施する公共事業への利用を働きかけます。

### (6) 木質バイオマスの有効利用の推進

林業を再生し、低炭素社会づくりにつながる間伐材等の木材の有効活用を図るため、合板用材の需要拡大や木質バイオマスのエネルギー利用等の推進を図ります。

また、木質バイオマスの総合利用を進めるため、効率的な木材の生産、収集・搬出の仕組みづくりを進めます。

### (7) 新製品・新用途の研究・開発の促進

消費者ニーズを反映した、付加価値が高く、使いやすい木材製品の研究開発と技術の移転を進めます。



公共施設における木材利用（中学校）



公共工事での間伐材利用



木質バイオマスボイラー



木材乾燥に関する研究



撥水性が向上した試験材

## 森林文化の振興【基本施策3－(1)】

### (1) 新たな森林の価値の活用

森林の多様な価値や山村地域の持つ潜在的な価値を活かした新たな森林づくりや魅力ある地域づくりの取組を進めます。

### (2) 森林を活かした連携交流の促進

都市住民が森林への理解を深め、森林を支える山村住民が元気になるよう、森林や山村地域の魅力を活かした体験交流を進めます。

また、森林は豊かできれいな海づくりなどに大きな役割を果たしていることから、漁業関係者等との森林づくりを通じた連携交流を進めます。

### (3) 里山の整備及び保全の促進

人との関わりの中で、生物の多様性を維持しながら、地域の暮らしや文化を支えてきた里山の自然環境を守り、身近な自然とのふれあいの場、活動の場として再生・活用するため、地域住民や団体等による里山保全活動を進めます。

### (4) 森林文化の継承

人と森林との関わりにより育まれてきた森林文化を継承していくため、巨樹・古木や街中の森等の保存や活用を進めます。



漁業関係者との森林づくり



漁業関係者との森林づくり



森林セラピー基地

## 森林環境教育の振興【基本施策3－(2)】

### (1) 森林の役割に関する県民理解の促進

県民の皆さんの森林・林業に対する理解と関心を高めるため、森林の持つ機能や役割、県内の森林・林業をめぐる諸課題、地球規模での森林の問題等の情報を提供します。

### (2) 森林とのふれあいの場の提供

森林・林業への県民の理解を深めるため、市町や森林所有者と連携し、森林・林業について学習や体験できる場の確保等、気軽にふれあえる環境づくりを進めます。

### (3) 森林環境教育の効果的な推進

県民の皆さんの森林に対する理解と関心を高めるため、市町や団体等のさまざまな主体と連携して、森林環境教育の機会の増大を図ります。また、森林環境教育を効果的に実施するため、必要な教育プログラム等の提供や学習環境を整備するとともに、指導者の育成等を進めます。



伐採見学



三重県民の森



伐採体験



菌打ち体験

## 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進【基本施策4-(1)】

### (1) 森林づくり活動への県民参加の促進

森林づくりへのさまざまな主体の参加を促すため、市町や団体等のさまざまな主体と連携し、活動場所の確保やリーダー等の育成、情報の提供等を行い、県民やボランティア、NPO、企業などの活動を促進します。

### (2) 幅広い県民参画の機会の創出

森林所有者、事業者、県民等の幅広い参画と合意形成のもとで森林づくりを進めるため、県民の皆さんがさまざまな形で森林づくりに参画できる環境づくりを進めます。

### (3) 身近な緑化活動の推進

森林・林業への理解がひろがるよう、緑化活動に取り組む団体等と連携し、花木の植栽等の身近な緑化活動を通して、県民の皆さんの緑化意識の高揚を図ります。



企業の森の活動



企業の森の活動



身近な緑化活動



森林ボランティア研修

## 森林づくりの意識の啓発【基本施策4－(2)】

### (1) 三重のもりづくり月間の取組

社会全体で森林を支える社会環境づくりを進めるため、NPOや関係団体、企業等のさまざまな主体と連携して、県民の皆さんの森林や木材への理解や三重の森林づくりへの参画を促進する各種活動を毎年10月のもりづくり月間を中心に進めます。



森林フォーラム



森の講座（木工教室）



森の講座（間伐体験）



三重の森林と木づかいフェア（自然観察会）

## 第5 計画の進行管理

本計画の目標の達成に向けた施策の着実な実施を図るため、計画の的確な進行管理を行います。

### 1 数値目標による進行管理

施策の実施状況を確認するため、第2の2に掲げた基本方針ごとの数値目標の項目について、毎年度の進捗状況を把握します。

### 2 年次報告及び公表

本計画に掲げた数値目標の達成状況や施策の実施状況を、毎年度、県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じ、その内容を公表します。

また、森林審議会等の機会を通じ県民や関係団体の皆さんの意見の把握を行います。

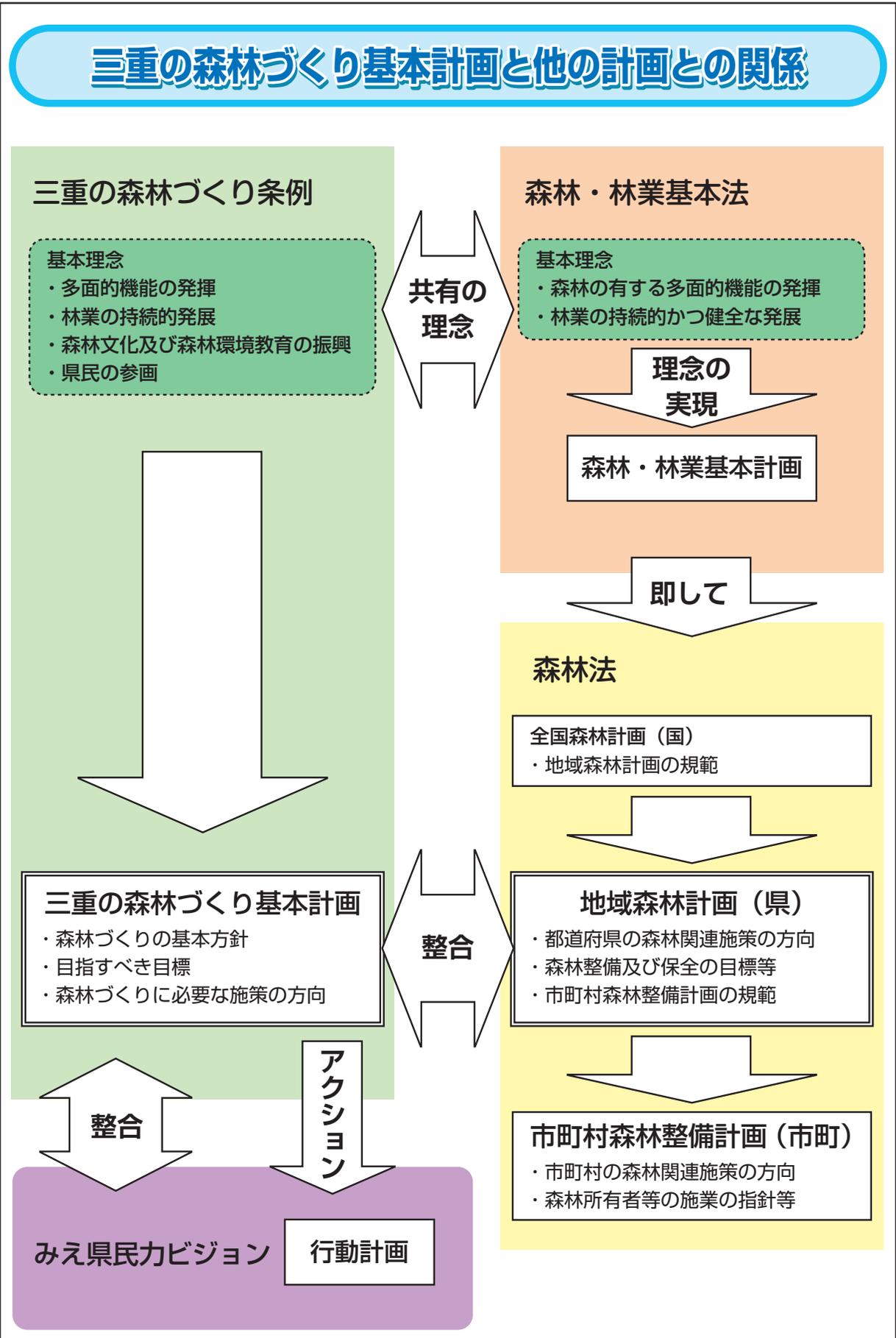
これらの意見の反映を図りながら、効果的な施策を進めていきます。

### 3 計画の見直し

本計画は、目標年次を平成37年度に定め、森林づくりの展開方向と目標を実現するために必要となる施策を示していますが、この間の森林・林業を取り巻く状況や財政状況の変化等、必要に応じて計画の見直しを行います。



#### 4 基本計画の位置づけ





用語説明

三重の森林づくり条例

# 用語説明

## ア 行

### ●NPO

Non-Profit Organization の略。営利を目的としない民間の組織や団体のこと。

### ●あかね材

スギノアカネトラカミキリ等の食痕が見られる木材のうち、一定の規格基準に適合することを「あかね材認証機構」により認証された木材製品。

## カ 行

### ●カーボンニュートラル

バイオマスを燃焼すること等により放出される二酸化炭素は、生物の成長過程で光合成により大気中から吸収した二酸化炭素であることから、バイオマスは、人間のライフサイクルの中では大気中の二酸化炭素を増加させない。この特性を称して「カーボンニュートラル」という。

### ●架線集材

空中に張ったワイヤーロープを使って、伐採した木を林道端等に集める方法。

### ●環境林

原則として木材生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮をめざす森林。

### ●環境負荷

環境に与えるマイナスの影響を指す。環境負荷には、人的に発生するもの（廃棄物、公害、土地開発、焼畑、干拓、戦争、人口増加など）があり、自然的に発生するもの（気象、地震、火山など）も環境負荷を与える一因である。

### ●間伐

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。

搬出間伐：間伐材を林地から搬出して利用する間伐のこと。

伐捨間伐：間伐材を林地から搬出しない間伐のこと。

## ●企業の森

企業が社会貢献・環境貢献の一環として行う森林づくり活動。伐採後植林されず放置されたり、間伐等の手入れが遅れている森林を中心に、社員やその家族が直接、又は森林組合等に委託して植樹や森林整備を行う。

## ●県行造林

森林資源の造成及び林野の保全を図ることを目的として、県が土地所有者と分収契約を結んで造林を行い、その収益を土地所有者と分収すること。

## ●高性能林業機械

従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。

### 【主な高性能林業機械】

フェラーバンチャ：樹木を切り倒し、それをつかんだまま、搬出に便利な場所へ集積できる自走式機械。

スキッド：伐倒木を牽引式で集材する集材専用トラクタ。

プロセッサ：伐採木の枝払い、玉切りと玉切りした丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械。

ハーベスタ：伐採、枝払い、玉切り（材を一定の長さに切りそろえること）の各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。

フォワード：玉切りした材をグラップルを用いて荷台に積載し、運ぶ集材専用トラクタ。

タワーヤード：架線集材に必要な元柱の代わりとなる人工支柱を装備した移動可能な集材車。

スイングヤード：建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、旋回可能なブームを装備する集材機。

# サ 行

## ●再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

## ●再造林

人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うこと。

## ●作業道

林道を補完し、除間伐等の作業を行うために作設される簡易な構造の道。

### ●里山林

居住地近くに広がり、薪炭林の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林。

### ●GIS

Geographic Information Systems の略。様々な地形図や写真等をコンピュータ上で扱える地図としてマッピングしたものが電子地図であり、その情報に対応した様々な属性情報を地図上に重ね合わせて表示させたり、別の電子地図同士を重ね合わせることで、主題図を作成したり、様々な比較や分析を行うことができるコンピュータシステム。

### ●持続可能な森林管理

森林を生態系としてとらえ、森林の保全と利用を両立させ、森林に対する多様なニーズに永続的に対応すること。

### ●下刈

植栽した苗木の生長を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に、植栽後の数年間、毎年、春から夏の間を実施。

### ●市町村森林整備計画

森林法に基づき、市町村長が市町村内の民有林について、5年ごとに作成する10年間の計画。

### ●主伐

次の世代の森林の造成を伴う森林の一部又は全部の伐採。

### ●循環型社会

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

### ●除伐

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施。

### ●針広混交林

針葉樹と広葉樹が混じりあった多層な森林。

### ●人工林

人手による苗木の植栽や種子のまき付けなどにより造成された針葉樹や広葉樹の森林。

### ●森林インストラクター

(社) 全国森林レクリエーション協会が認定する、自然環境教育を目指す「森の案内人」のこと。森林公園など森林を利用する一般の人々に対して森林や林業に関する解説をしたり、森林内での野外活動の指導などを行う。

### ●森林環境教育

森林内での多様な体験活動などを通じて人々の生活や環境と森林との関係について学び、森林の多面的機能や森林資源の循環利用の必要性等に対する理解を醸成すること。

### ●森林組合

森林所有者を組合員とする協同組織として、森林組合法に基づいて設立された協同組合。組合員の所有森林に対する林業経営の相談や森林管理、森林施業の受託、林産物の加工・販売、森林保険などの業務を実施。

### ●森林経営計画制度

平成 23 年の森林法改正により創設された制度で、森林所有者又は森林経営の受託者が、面的まとまりをもって、森林施策や作業路網、森林の保護に関する事項も含めた 5 年を一期とする計画を作成し、市町村長の認定を受けるもの。

### ●森林計画制度

森林法によって定められた、森林の様々な取り扱いに関する計画体系。国による全国森林計画、都道府県による地域森林計画、市町村による市町村森林整備計画、森林所有者などによる森林経営計画などがある。

### ●森林資源の循環利用

森林は伐採を行っても、造林・間伐など適切な整備を行うことにより再生することが出来る「再生可能な資源」であり、その森林から生産した木材を無駄なく長期にわたって利用すること。

### ●森林整備

森林施業とそのために必要な施設（林道等）の作設、維持を通じて森林を育成すること。

### ●森林施業

目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

### ●森林施業の集約化

林業事業体などが隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行いコストダウンを図ることが可能。

## ●森林ゾーニング

森林を機能などに応じて区分すること。

三重県型森林ゾーニング：森林の有する多様な機能を持続的かつ効果的に発揮させるため、重視する機能に着目し「生産林」と「環境林」に区分すること。

## ●森林の公益的機能

水源のかん養、土砂災害の防止、二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化の防止、野生鳥獣の生息の場や人々の心の安らぎの場の提供など、不特定多数の人々が享受できる、安全で快適な生活をするためになくてはならない大切な森林の働き。

## ●森林の多面的機能

地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の公益的機能と木材の生産機能をあわせた森林がもつ機能。

## ●森林の団地化

森林の施業を一体的に行うことを目的に、複数の森林所有者の森林をまとめること。

## ●森林文化

森林の持つ多面的価値を前提にした、県民一人一人の生涯を通じた森林や木材との多様で豊かなかわり。

## ●森林文化・森林環境教育指導者

緑の少年隊の指導者、森林ボランティア団体のリーダー、森林インストラクター、森林セラピスト等、林業専業者以外で森林の役割や重要性についての啓発を行う人。

## ●森林ボランティア

自主的に森林づくり（森林整備）に参加し、自らの責任において判断し、行動する市民または市民グループの一員であり、その活動を通して学んだことを広く市民に伝えて、市民参加の森林づくりの輪を広げていく役割を担います。

## ●森林・林業基本法

森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を基本理念とする政策を国民的合意の下に進めていくため、その実現を図る基本的事項を定めた法律。平成 13 年 7 月にそれまでの「林業基本法」を改正して成立。

## ●森林・林業再生プラン

今後 10 年間を目途に、路網の整備、森林施業の集約化及び必要な人材育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築し、我が国の森林・林業を早急に再生していくための指針。農林水産省が、平成 21（2009）年 12 月に策定。

### ●生産林

公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材生産を主体として資源の循環利用を行う森林。

### ●生物多様性

遺伝子、生物種、生態系のレベルで多様な生物が共存していること。

### ●施業プランナー

小規模森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、施業の実施に関する合意形成を図るとともに、面的なまとまりをもった施業計画の作成の中核を担う人材。

### ●全国森林計画

全国森林計画は、農林水産大臣が、森林・林業基本計画に即して、全国の森林について、5年ごとに15年を一期としてたてる、森林の整備・保全に対する国の基本的な考え方や目標を長期的・広域的な視点に立って明らかにする計画。「地域森林計画」及び「国有林の地域別の森林計画」の規範として機能するもの。

### ●造林

人為的な方法で、目的に合わせて樹木を植えること（植栽）。また、より広い意味では、植栽、保育、間伐などの総称。

### ●造林未済地

人工林伐採跡地のうち、伐採後3年以上経過しても更新が完了していないもの

### ●素材生産

立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太を生産すること。

## 夕 行

### ●地域森林計画

都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別（158計画区）に5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たったの指針となるもの。

### ●地球温暖化

温室効果ガス（二酸化炭素、メタンなどの気体）が大気中に増加することにより、地表から放射される熱が吸収され、大気が暖められ地球の気温が上昇すること。

### ●治山事業

荒れた山をもとの豊かな森林に戻したり水源となっている森林を守り育てることで、災害から人命や財産を守り、安全で住みやすい生活環境づくりをする事業。

### ●天然林

主として、天然の力によって成立した森林。

### ●特用林産物

林野から産出される木材以外の産物。うるし、きのこ等。

## 八 行

### ●フォレスター

市町村森林整備計画の策定支援を通じて、地域の森林づくりの全体像を描くとともに、市町村が行う行政事務の実行支援を通じて、森林所有者等に対する指導等を行う人材。

### ●保安林

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。

### ●保育

植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。

### ●本数調整伐

森林全体の健全な成長を図るため、育成単層林及び育成複層林の下木のうち不用な樹木を伐採するもの。これによって保残木の個体の成育を促すとともに、林内、林床に適度の陽光を入れて、林床植生の生育促進を図り、土壌緊縛力及び地表浸食の防止効果を向上させることができる。

## マ 行

### ●「三重の木」認証制度

木材が県産材（三重県内で育成された木材）であることを証明するとともに、一定の規格基準に適合した木材製品「三重の木」を製材する工場と「三重の木」を積極的に利用する建築業者・建築事務所・地域ネットワークを認証する制度。

### ●緑の循環

「木を植え、育て、収穫し、また植える」ことを繰り返し行うことにより、いつまでも健全な森林を維持すること。

### ●緑の少年隊

次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした、自主的な団体。

### ●木質バイオマス

森林で生育した樹木のこと、具体的には森林から伐り出した木材だけでなく、樹木の枝葉、製材工場などの残廃材、建築廃材などを含む。これをエネルギー源に用いるとき、木質バイオマスエネルギーという。

## ラ行

### ●林業経営体

林地の所有、借入などにより森林施業を行う権原を有する、世帯、会社など。

### ●林業生産活動

苗木の生産や造林などの森林を造成する育成活動、及び丸太やキノコなどの林産物を生産する採取活動の総称。

### ●林業事業者

他者からの委託又は立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。

### ●林齢

森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以降、2年生、3年生と数える。

### ●齢級

林齢を一定の幅でくくったもの。一般に5年をひとくくりにし、林齢1～5年生をⅠ齢級、6～10年生をⅡ齢級と数える。

### ●路網

造林、保育、素材生産等の施業を効率的に行うためのネットワークであり、一般車両の走行を想定する「林道」、10トン積みトラック等の林業用車両の走行を想定する「林業専用道」、フォワーダ等の林業機械の走行を想定する「森林作業道」に区分される。

# 三重の森林づくり条例の概要

平成 17 年 10 月 21 日施行

**(第一条) 目的**

三重のもりづくり（三重の森林を守り、又は育てること）について

- ・ 基本理念を定める
- ・ 県、森林所有者等、県民及び事業者の責務を明らかにする
- ・ 県の施策の基本となる事項を定める ことにより

三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進

↓

県民の健康で文化的な生活の確保に寄与

**基本理念と施策の基本となる事項**

<p><b>(第三条) 多面的機能の発揮</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全を図る</li> </ul>	<p><b>(第四条) 林業の持続的発展</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林資源の循環利用が重要であることから、林業生産活動を持続的に行う</li> </ul>	<p><b>(第五条) 森林文化及び森林環境教育の振興</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることから、その保全及び活用を図る</li> </ul>	<p><b>(第六条) 県民の参画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林の恩恵は県民の誰もが享受することから、森林は県民の財産であるとの認識の下、県民の参画を得て、森林の整備及び保全を図る</li> </ul>
<p><b>(第十二条) 森林の整備及び保全</b> <b>(第十三条) 効果的かつ効率的な森林づくり</b></p>	<p><b>(第十四条) 林業及び木材産業等の健全な発展</b> <b>(第十五条) 担い手の育成及び確保</b> <b>(第十六条) 県産材の利用の促進</b></p>	<p><b>(第十七条) 森林文化の振興</b> <b>(第十八条) 森林環境教育の振興</b></p>	<p><b>(第十九条) 県民、森林に関する団体等の活動への支援</b> <b>(第二十条) 三重のもりづくり月間</b></p>

**それぞれの責務**

<p><b>(第七条) 県</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本理念に基づき、もりづくりに関する施策を総合的に策定、実施</li> <li>・ 県民等との協働</li> <li>・ 国、市町との連携</li> <li>・ 隣接府県の理解が得られるよう努力</li> </ul>	<p><b>(第八条) 森林所有者等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林の多面的機能が確保されるよう努力</li> <li>・ 県が実施する施策への協力</li> </ul>	<p><b>(第九条) 県民</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ もりづくり活動に参画するよう努力</li> <li>・ 県が実施する施策への協力</li> </ul>	<p><b>(第十条) 事業者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業関係者は、森林の整備、保全に努力</li> <li>・ 木材産業者等は、森林資源の循環利用に努力</li> <li>・ 県が実施する施策への協力</li> </ul>
---	---	---	--

**県の役割**

**(第十一条) 基本計画**

もりづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進のための基本計画の策定（中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向等）

**(第二十一条) 財政上の措置**

もりづくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める

# 三重の森林づくり条例

平成 17 年 10 月 21 日

三重県条例第八十三号

三重の森林づくり条例をここに公布します。

## 三重の森林づくり条例

三重の森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能（以下「森林の有する多面的機能」という。）を発揮するとともに、生活、文化活動の場として県民に恩恵をもたらしてきた。また、三重の森林は、自然の生態系を支え、多様な生物をはぐくみ、人と生物の共生の場となってきた。

しかし、輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷と人件費等の生産費の上昇によって林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退するとともに、山村の過疎と高齢化の進行により、森林資源の循環利用を支えてきた林業が大きな打撃を受け、放置林の増加など森林の適正な管理が困難になっており、森林の有する多面的機能は危機に瀕（ひん）している。

森林が豊かで健全な姿で次代に引き継がれるよう、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人一人が森林及び林業に関する共通の認識を持ち、互いに協働しながら百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現に向けて取り組まなければならない。

ここに、私たちは、三重の森林が県民のかけがえのない財産であることを認識し、森林の有する多面的機能を効果的に発揮させることによって環境への負荷が少ない循環型社会の構築に貢献していくことを決意し、本条例を制定する。

### （目的）

第一条 この条例は、三重の森林を守り、又は育てること（以下「三重のもりづくり」という。）について、基本理念を定め、並びに県、森林所有者等、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 森林所有者等：森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者をいう。
- 二 森林資源の循環利用：育林及び伐採を通じて森林から林産物を繰り返して生産し、並びにその林産物を有効に活用することをいう。
- 三 県産材：三重県の区域にある森林から生産された木材をいう。

### （多面的機能の発揮）

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

**(林業の持続的発展)**

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることにかんがみ、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

**(森林文化及び森林環境教育の振興)**

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることにかんがみ、その保全及び活用が図られなければならない。

**(県民の参画)**

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることにかんがみ、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

**(県の責務)**

第七条 県は、第三条から前条までに定める三重のもりづくりの推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、三重のもりづくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、三重のもりづくりを推進するに当たっては、県民、森林所有者等及び事業者との協働に努めるとともに、国及び市町との緊密な連携を図るものとする。

3 県は、隣接する府県において三重のもりづくりに関する理解が得られるよう努めるものとする。

**(森林所有者等の責務)**

第八条 森林所有者等は、基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるよう努めなければならない。

2 森林所有者等は、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

**(県民の責務)**

第九条 県民は、基本理念に基づき、三重のもりづくりに関する活動に参画するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

**(事業者の責務)**

第十条 林業を行う者（権原に基づき、森林において育林又は伐採を行う者をいう。）及び林業に関する団体は、基本理念に基づき、森林の整備及び保全に努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 木材産業その他の林産物の流通及び加工の事業（以下「木材産業等」という。）の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、林産物の適切な供給を通じて森林資源の循環利用に資するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

**(基本計画)**

第十一条 知事は、三重のもりづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三重のもりづくりに関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、三重のもりづくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県森林審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

**(森林の整備及び保全)**

第十二条 県は、将来にわたって森林の整備及び保全を図るため、間伐の促進その他森林施業の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**(効果的かつ効率的な森林づくり)**

第十三条 県は、効果的かつ効率的な森林の整備及び保全を図るため、森林の区分（重視すべき機能に応じて森林を区分することをいう。）に応じた森林の管理その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**(林業及び木材産業等の健全な発展)**

第十四条 県は、森林資源の循環利用の重要性にかんがみ、林業及び木材産業等の健全な発展を図るため、県産材安定供給体制の強化、林産物の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**(担い手の育成及び確保)**

第十五条 県は、持続的に林業生産活動を担うべき人材の育成及び確保を図るため、教育、普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**(県産材の利用の促進)**

第十六条 県は、県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することにかんがみ、その利用を促進するため、県産材の認証制度の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、公共施設、公共事業等への県産材の積極的な利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**(森林文化の振興)**

第十七条 県は、森林が歴史的、文化的に県民の生活と密接な関係を有することにかんがみ、人と森林との関係から形成される文化を振興するため、県民が森林に触れ合う機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**(森林環境教育の振興)**

第十八条 県は、三重のもりづくりには県民の理解が必要なことにかんがみ、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興するため、県民が森林について学ぶ機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**(県民、森林に関する団体等の活動への支援)**

第十九条 県は、県民、森林に関する団体（緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動を行う団体をいう。）等が自発的に行う三重のもりづくりに関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**(三重のもりづくり月間)**

第二十条 県民が森林のもたらす恩恵について理解を深め、三重のもりづくりに参画する意識を高めるため、三重のもりづくり月間を設ける。

2 三重のもりづくり月間は、毎年十月とする。

3 県は、三重のもりづくり月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

**(財政上の措置)**

第二十一条 県は、三重のもりづくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

**附 則**

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行（前項本文の規定による施行をいう。）の日から市町村合併により村が廃されることに伴う関係条例の整理に関する条例（平成十七年三重県条例第六十七号）の施行の日の前日までの間におけるこの条例の適用については、前文及び第七条中「市町」とあるのは、「市町村」とする。

3 この条例の施行後五年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。



## 三 重 県

---

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
TEL 059-224-2564 FAX 059-224-2070